

規制薬物乱用者の責任能力と対応する∞連携

1. 同一行動を逸脱して反復するヒトの要素

成長した健全なヒトは、幼少期から保護者による指導および学校での教育、就労や他者との交流により、様々な定型的な行動を反復してきた。それらの行動は、行動毎にその再現を司る反射連鎖が第一信号系にあり、その作動により促進され、第二信号系が調整して生じる。

ときに同一の行動を社会から逸脱して反復するヒトがいるのは、そのヒトがもつ多数の反復する行動の内、逸脱して反復する行動を司る第一信号系の反射連鎖が過度に強い作動性をもっており、第二信号系の制御に勝るからである。この状態は判断に従って行動できない疾病状態である。制御能力は、対象行動を促進する第一信号系の反射連鎖の作動性と第二信号系が制御する作動性の優劣を評価することが正当である。

社会から逸脱して同一行動を反復するヒトの、その行動以外の行動を司る反射連鎖の作動性は、一部の者においては通常範囲であり、他の者においては未熟で過度に弱い。この差異が、社会生活能力の有無を生じる。

2. 同一行動を逸脱して反復するヒトへの対応

特定の違法な行動が社会から逸脱して反復する者の障害の要素を把握して、対応するはたらきかけを揃えて提供するように、治療体系の中での関係機関の連携を成立させ、また、刑事司法体系も強制力を発揮するべきである。

1) 援助側の連携

特定の行動を過度に再現する第一信号系の反射連鎖には、条件反射制御法を用いて抑制することが効果的である。一方、社会生活に必要な行動を規則的に再現できない未熟な反射連鎖には生活訓練で成長させることが効果的である。

2) 援助側と取締側の連携

薬物乱用や痴漢、万引き等の反復傾向のある違法行為に対する援助側と取締側の連携の基本的なあり方を示す。

①連携の概要

反復性違法行為に関係する機関を2領域に分け、各態勢を次のようにして成立するのは著者が提唱する∞連携である。

取締側（刑事司法体系）は、強制的な役割を受け持ち、反復性違法行為の初発および再発の予防のために検挙を背景にして広く指導を行い、既遂の乱用は検挙する。検挙した者に対して、犯罪性には刑罰を与え、疾病性には治療や訓練を強制あるいは勧奨する。

援助側（教育、保健、医療等）は、受容的な役割を受け持ち、強制的な対応を単独では行わない態勢で、既遂の乱用を取締側に通報せず、対象者を受け入れる。対象者の疾病性を改善し、犯罪性には、後の反復性違法行為の発現を阻止する法の抑止力を処遇に設定することを対象者に提案し、同意を得られれば治療者が取締職員に対象者の氏名と連絡先、同一違法行為の反復傾向を伝える。規制薬物乱用であれば、対象者の存在と乱用傾向を証拠が消えた後に取締側に伝える方法などがある。

これらの態勢により各領域は単独での効果を発揮し、不足する効果を相互に補完して、ヒトの2つの中枢作用に対応できる。

②制御能力の判定

検挙の対象となった規制薬物乱用が、第二信号系の発揮できる制御より第一信号系による促進が強い状態で生じたものであれば、その行為に責任能力はなく、疾病性がその行為の原因である。したがって治療や訓練が強制されるべきであり、また、検挙前にその状態に対する治療や訓練を第二信号系が選択しなかったことは責められるべきである。それら2つの規定の創設と援助体制の充実が必須である。

検挙の対象となった規制薬物乱用が、第二信号系が発揮できる制御より第一信号系による促進が弱い状態で生じたものであれば、その行為に責任能力があり、したがって、刑罰で対応されるべきであり、治療や訓練は勸奨の範囲に留まる。

規制薬物乱用を制御する第二信号系の強さは、強制処遇の内容および判定基準、取締の態勢等の社会的要素による。それらは望む社会を作るために我々が決めるものである。強制処遇と判定の基準を策定し、それを基に裁判で精神医学の専門家が加わって個別に被検挙者の責任能力を判定し、処遇を言い渡すべきである。